

○職務に専念する義務の免除

・概要

(1) 次の事由に該当する場合には、あらかじめ校長は教育長の、職員は校長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。なお、判断しがたい例がある場合は、県教育庁あて照会すること。（詳細は「教職員服務関係ハンドブック」参照）

① 研修を受ける場合

- ア 教育職員免許法認定講習会
- イ 大学通信教育学部のスクーリング（ただし長期休業期間中に限る。）
- ウ 自主的研究団体の会合（ただし、県教委が主催、共催、承認する会合の場合は、出張もあり得る）
- エ 全国スポーツ・レクリエーション大会（文科省主催）

② 厚生に関する計画の実施に参加する場合

- ア 生活習慣病検診
- イ 人間ドック、脳ドック
- ウ 器官別検診（大腸がん、子宮がん・乳がん検診等）

生活習慣病検診等を受診した結果「要精検」と指示された者が、結果通知等の指示事項について医療機関で精密検査を受検する場合、その検査の日（又は時間）及び結果判定のための医療機関に出頭する日（又は時間）についても、職専免とする。

エ ライフプラン講座、在宅介護講座、健康づくり講座（県・共済組合・互助会、主催）

③ 特別の事由があつて公務に支障がない場合

ア 運転免許更新講習会

職専免を認められる時間は、講習受講に要する時間（おおむね2時間）及び往復に要する時間とする。

イ 国民体育大会等に従事又は参加する場合

④ その他人事委員会が定める場合（関係法令等(4)）

- ア 妊娠中の職員が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められている場合に適宜休憩する時間
- イ つわり等により食事が定期的に取りれない場合等にあつて、補食するのに必要な時間
- ウ 教育職員免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習を受ける場合

⑤ マイナンバーカードの申請等の場合

ア マイナンバーカードの申請・受取・更新

市役所・区役所及び町村役場又は市町村が臨時に設置する窓口で行う手続きについても認める。申請等に係る移動時間帯についても認める。

・関係法令等

- (1) 地方公務員法 第30条、第32条、第35条
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第43条の2
- (3) 職務に専念する義務の特例に関する条例 第2条
- (4) 職務に専念する義務を免除されることができる場合を定める件
- (5) 市町村学校管理規則

・事務処理

時 期	処 理 内 容
申 出	職員は、事前に「休暇（欠勤）願」を校長に提出する ※ 必要に応じ、内容を確認できる書類を添付すること ※ 校長の場合は、市町村教育長に提出する
承 認	校長は、理由を確認し、承認する
処 理	出勤簿等、関係書類の記載整理をする
保 管	関係綴りに保管する

以下余白